

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員 法定研修の臨時的な取扱いについて

— 解説 —

特定非営利活動法人 千葉県介護支援専門員協議会 作成

令和2年10月1日更新

発出元

通知名／内容／発出日

厚生労働省
老健局振興課

① 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修
の臨時的な取扱いについて

令和2年2月25日発出

👉 都道府県が認める期間内は主任CM・CM資格を喪失しない扱いとする内容

千葉県

② 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修
の臨時的な取扱いについて（通知）

受講中の皆様 令和2年3月31日発出 受講予定の皆様 令和2年4月22日発出

👉 臨時的な取扱い（資格を喪失しない）となる対象者を定める内容

今回発出

千葉県

③ 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修
の臨時的な取扱いについて（通知）

令和2年8月25日発出

👉 臨時的な取扱いとなる対象者のうち、令和2年2月25日～令和4年3月31日
までの者について取扱い期間を2年間とする内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（通知）

受講中の皆様 令和2年3月31日発出

- ・研修を中断・延期している者

受講予定の皆様 令和2年4月22日発出

- ・研修を中断・延期している者（詳細）
- ・研修をまだ申し込んでいない者

臨時的な取扱い（資格を喪失しない）の対象者を明確に示した通知

		有効期間満了日	令和2年 2月25日～5月 31日	6月1日～
初回更新	専門Ⅰ受講中の方※1		専門Ⅰの未修了部分と専門Ⅱ	
	専門Ⅰ受講済の方		専門Ⅱ	専門Ⅱ
	専門Ⅰ未受講の方		再研修※3	専門Ⅰ・Ⅱ
2回目以降更新	専門Ⅱ受講中の方※1		専門Ⅱの未終了部分	
	専門Ⅱ未受講の方		専門Ⅱ	専門Ⅱ
	主任更新未受講の方※2			主任更新
実務未経験	未経験更新研修受講中の方※1		未経験更新研修の未終了部分	
	更新研修未受講の方		再研修※3	未経験更新研修

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（通知）

令和2年8月25日発出



高第961号
令和2年8月25日

介護支援専門員法定研修
受講予定の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて（通知）

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、別添の令和2年2月25日付けの厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」を受け、中断・延期していましたが、9月から段階的に指定研修実施機関での研修を再開する予定です。

このことを受け、更新研修の開催がないため、更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、資格を喪失しない取扱いをする期間を下記のとおり定めます。今後開催される研修を受講・修了後に更新申請の手続きを速やかに行うことで有効期限を遡り、発行する取扱いを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には、取扱期間を延長する場合がありますことを申し添えます。

記

対象者の有効期間満了日	令和2年2月25日～令和4年3月31日
資格を喪失しない取扱いの期間	有効期間満了日から2年間
延長される有効期間満了日	令和4年2月25日～令和6年3月31日

※1 ただし令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門員未受講者及び再研修対象者は除きます。

※2 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及び主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。

※3 研修修了後に臨時的取扱いとして更新手続きをする際は、別紙「介護支援専門員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。

機関での研修を開催する予定です。

このことを受け、更新研修の開催がないため、更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員について、資格を喪失しない取扱いをする期間を下記のとおり定めます。

今後開催される研修を受講・修了後に更新申請の手続きを速やかに行うことで有効期限を遡り、発行する取扱いを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には、取扱期間を延長する場合がありますことを申し添えます。

記

対象者の有効期間満了日	令和2年2月25日～令和4年3月31日
資格を喪失しない取扱いの期間	有効期間満了日から2年間
延長される有効期間満了日	令和4年2月25日～令和6年3月31日

- ・ 上記対象者の取扱い期間が2年とされた
- ・ 研修実施されない場合は再延長がある
- ・ 主任ケアマネも対象となる

研修受講・修了後に行う手続きと流れ

臨時的取扱い対象者 ※ ②③ 通知参照

※特に行う手続き(申請)はありません

研修再開

資格を喪失しない取扱いの期間内に更新に必要な研修を受講修了した

速やかに以下を添えて県に申請
・更新交付申請書(通常)
・更新交付申請添付書

本来の有効期間満了日に遡って介護支援専門員証が発行される

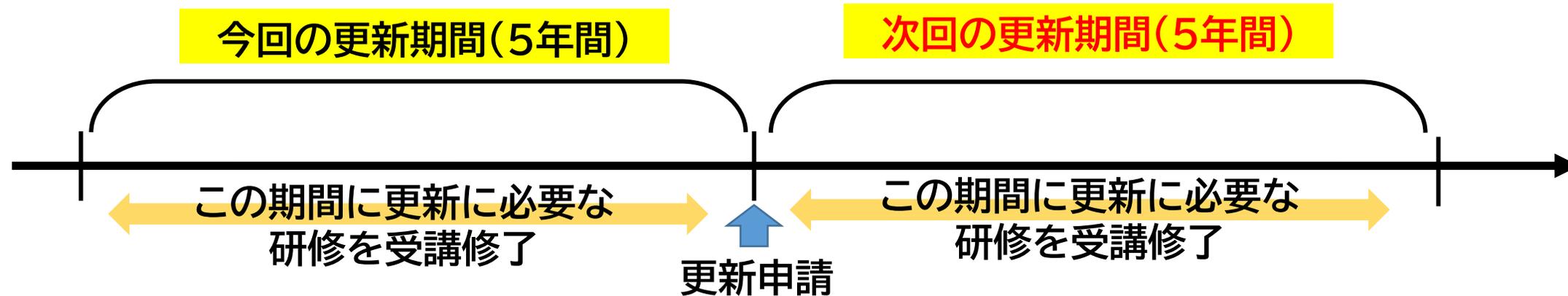
資格を喪失しない取扱いの期間内に更新に必要な研修を受講しなかった

失効となります

注意!!

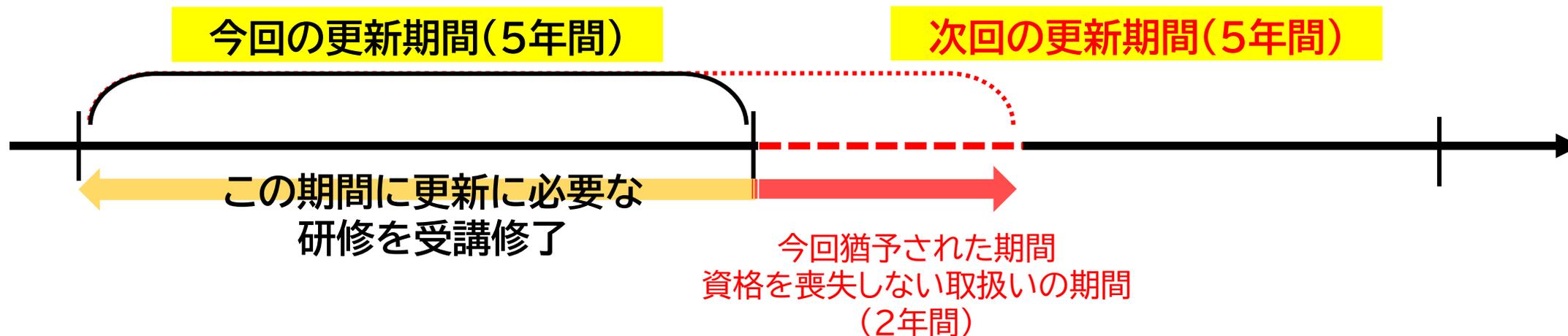
今回の臨時的取扱いにより、主任CM満了日が残っていても通常CM満了日が過ぎている場合は介護支援専門員証は失効となります。

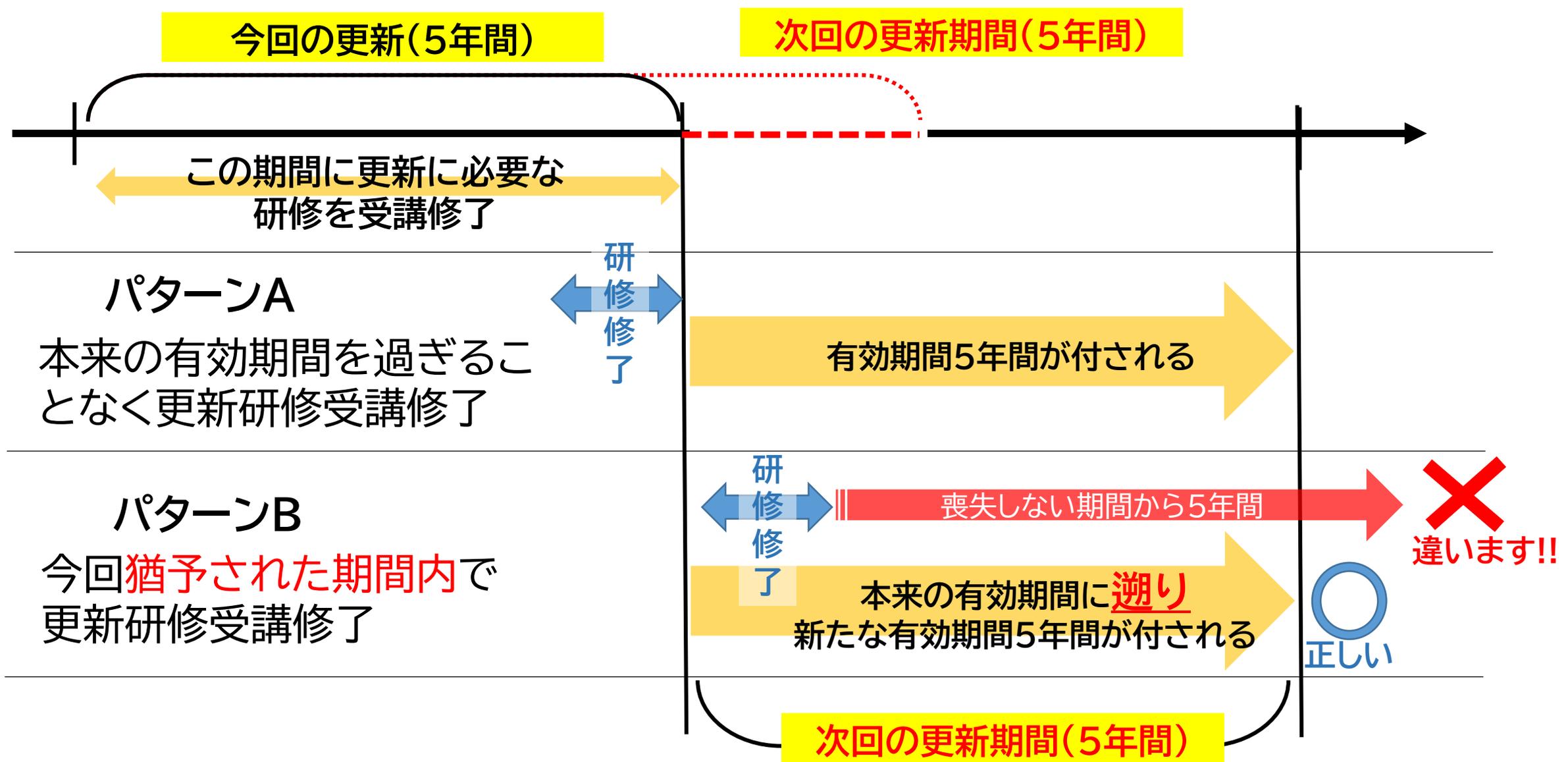
通常の更新パターン



臨時的取扱い対象者 ③ の期間の者

令和2年2月25日～令和4年3月31日までの者





注意※初回の主任更新研修受講者が、パターンAで受講修了した場合は、通常のとおり主任CM満了日は研修修了日から5年となる。(2回目以降の主任更新時は満了日から5年)。

多い問合せ
多い勘違い



臨時的な取扱い ③ 通知

まとめ

○まずは自分の有効期間を確認しよう

- ・「いつまでに」「どの研修を」受講すればよいのか、今のうちに確認しておきましょう。

○臨時的な取扱いの対象者であれば(令和2年2月25日～令和4年3月31日までの者)

- ・特に行う手続きはありません。(介護支援専門員証が過ぎていてもそのまま業務を続けられます)
- ・研修が再開され次第、受講してください。
- ・研修情報は当会HPをご覧ください。

○今回の臨時的な取扱い期間(2年間)は有効期間の延長ではありません！

- ・資格を失効しない期間(研修を受けられる期間)が2年間伸びただけ！
- ・更新研修受講・修了後は、本来の有効期間に遡り5年間が付されます！

臨時的な取扱い(2年間)から5年間が付されるわけではないので注意!(次のスライドを参照!!)

Q1. 今回の通知発出時点(R2.8.25)で既に有効期間満了日が過ぎている者

- ・満了日が令和2年6月15日
- ・初回更新者で専門Ⅰは受講済み(専門Ⅱは未受講)

臨時的取扱いの
対象者である



A1. 今回の取扱い期間内に専門Ⅱを受講修了し、更新申請を行う

例) 令和3年7月31日に専門Ⅱ研修修了した場合

現在の有効期間満了日	今回の通知で猶予された満了日	更新交付後の有効期間満了日
令和2年6月15日	令和4年6月15日	令和7年6月15日



本来の満了日に遡り 5年間

Q2. まだ有効期間満了日は過ぎてはいないが令和4年3月31日までの者
 ・臨時的取扱いの対象者である



A2. 今回の取扱い期間内に更新に必要な研修を受講修了し、更新申請を行う
 ・更新交付後の満了日の考え方はA1と同様。

更新に必要な研修は以下の通知参照

千葉県 ② 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて (通知)
 受講中の皆様 令和2年3月31日発出 受講予定の皆様 令和2年4月22日発出

		有効期間満了日	令和2年 2月25日～5月 31日	6月1日～
初回更新	専門Ⅰ受講中の方※1		専門Ⅰの未修了部分と専門Ⅱ	
	専門Ⅰ受講済の方		専門Ⅱ	専門Ⅱ
	専門Ⅰ未受講の方		再研修※3	専門Ⅰ・Ⅱ
2回目以降更新	専門Ⅱ受講中の方※1		専門Ⅱの未終了部分	
	専門Ⅱ未受講の方		専門Ⅱ	専門Ⅱ
	主任更新未受講の方※2			主任更新
実務未経験	未経験更新研修受講中の方※1		未経験更新研修の未終了部分	
	更新研修未受講の方		再研修※3	未経験更新研修

Q3.主任CMと通常のCMの満了日が双方とも令和4年3月31日までの者であり、 今回猶予された期間内に必要な研修を受講修了した場合

例)主任CM満了日 令和4年2月25日 }
通常CM満了日 令和4年3月31日 }

臨時的取扱いの対象者



A3. 以下参照

・令和4年2月26日～令和6年2月25日の間に「主任更新研修」を受講修了した場合

☞主任CM満了日は令和9年2月25日となり通常CMの満了日を揃えることも可能

・令和6年3月31日までに「更新研修」を受講修了

☞主任更新未受講であれば、通常CMのみ令和9年3月31日となる(主任資格はなくなる)

	現在の有効期間満了日 (A)	今回の通知で猶予され た満了日(B)	(B)の期間までに必要 な研修を受講修了した 更新交付後の満了日
主任CM	令和4年2月25日	← 受講 → 令和6年2月25日	令和9年2月25日
通常CM	令和4年3月31日	← 受講 → 令和6年3月31日	令和9年3月31日

注意※初回の主任更新研修受講者であって(A)期間より前に受講修了した場合は、通常取扱いに沿って主任CM満了日は研修修了日から5年となる(2回目以降の更新は満了日から5年)。

Q4. 今回示された期間内に研修が実施されなかった場合



A3. 通知を参照。

【記載内容】

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合には、取扱期間を延長する場合がありますことを申し添えます。

写

高 第 9 6 1 号
令和 2 年 8 月 2 5 日

介護支援専門員法定研修
受講予定の皆様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な
取扱いについて (通知)

皆様方におかれましては、日頃介護支援専門員として介護保険制度の適正な運用に
御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

介護支援専門員の法定研修については、別添の令和2年2月25日付けの厚生労働
省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取
扱いについて」を受け、中断・延期していましたが、9月から段階的に指定研修実施
機関での研修を再開する予定です。

このことを受け、更新研修の開催がないため、更新時期を過ぎてしまう介護支援専
門員について、資格を喪失しない取扱いをする期間を下記のとおり定めます。

今後開催される研修を受講・修了後に更新申請の手続きを速やかに行うことで有効
期限を遡り、発行する取扱いを行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で研修が計画通り実施出来ない場合に
は、取扱期間を延長する場合がありますことを申し添えます。

記	
対象者の有効期間満了日	令和2年2月25日～令和4年3月31日
資格を喪失しない取扱いの期間	有効期間満了日から2年間
延長される有効期間満了日	令和4年2月25日～令和6年3月31日

※1 ただし令和2年2月25日～5月31日までに満了日を迎えた専門員未受講
者及び再研修対象者は除きます。

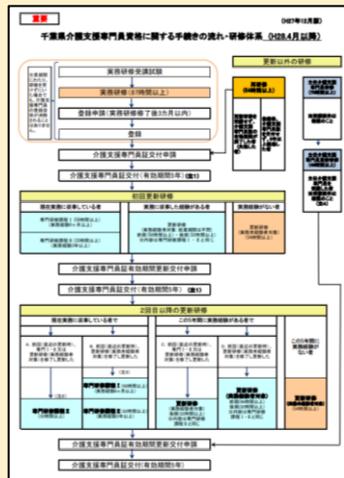
※2 主任介護支援専門員資格保持者の場合は、上記の取扱いは介護支援専門員及
び主任介護支援専門員双方の有効期間満了日が対象になります。

※3 研修修了後に臨時的取扱いとして更新手続きをする際は、別紙「介護支援専門
員証有効期間更新交付申請添付書」を併せて提出してください。

更新研修の研修体系を正しく理解しよう
— 介護支援専門員資格に関する手続きの流れ・研修体系 —

研修体系を理解しよう

千葉県HPにも掲載



101-1 介護支援専門員の資格取得した後も継続して研修は『必須』になりますので、介護支援専門員の資格の交付申請が可能です。

101-2 研修以外の研修で、実務経験者（研修）の方は、前期（実務経験6ヶ月以上）、専門I・II又は更新研修（実務経験者対象）を受講していただく必要があります。研修以外の研修を受講した場合は、更新研修（実務経験者対象）を受講していただく必要があります。研修以外の研修を受講した場合は、更新研修（実務経験者対象）を受講していただく必要があります。

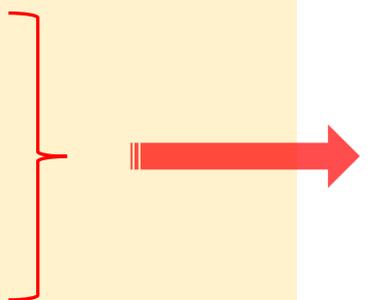
101-3 更新研修（実務経験者）について研修の受講は、『専門研修課程I及びII』又は更新研修（実務経験者対象）を受講していただく必要があります。更新研修（実務経験者対象）を受講していただく必要があります。

101-4 介護支援専門員更新研修（実務経験者）について、更新研修を受講していただく必要があります。

※更新研修の日程については、毎年変動しますので、適宜下記の研修実施情報へお問い合わせください。

研修名	研修実施機関（問い合わせ先）
更新研修（実務経験者）	千葉県介護支援専門員研修センター 〒270-0292 千葉県佐倉市佐倉1-1-1 TEL: 047-204-2621 FAX: 047-204-2622 E-Mail: info@kaiho-shinshu.com
更新研修（実務未経験者）	千葉県介護支援専門員研修センター 〒270-0292 千葉県佐倉市佐倉1-1-1 TEL: 047-204-2621 FAX: 047-204-2622 E-Mail: info@kaiho-shinshu.com

※介護支援専門員の資格の手続き等については、お問い合わせは、千葉県介護支援専門員研修センター（TEL: 043-2233-2287）へお問い合わせください。



重要

(H27年12月版)

千葉県介護支援専門員資格に関する手続きの流れ・研修体系 (H28.4月以降)

